

教育局等から退職される方へ

埼玉県職員互助会からの お知らせ

埼玉県職員互助会退会給付金の請求について

平成30年4月1日から、教育局、市町村派遣等を最後に退職される方も知事部局など教育局以外の部局に5年以上在籍したことがあれば、埼玉県職員互助会の退会給付金を請求することができるようになりました。

◎請求できる方は

教育局以外の部局に通算5年以上在籍したことがあり、その間、埼玉県職員互助会の掛け金を支払っていた方で教育局等から退職（期間の定めのある派遣の場合を除く）される方。

◎請求できる金額は

退職手当算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間により以下のとおりになります。（なお、休職期間、休業期間については除算しません。）

- | | |
|--------------------|-------|
| ①在職期間が30年以上の方 | 3万円 |
| ②在職期間が20年以上30年未満の方 | 2万5千円 |
| ③在職期間が5年以上20年未満の方 | 2万円 |

◎請求方法は

別添様式の「退会給付金請求書」と「口座振替申出書」を提出して請求してください。

提出先は、総務事務センター給付事業担当です。

☆☆お問い合わせは…☆☆

埼玉県総務事務センター ヘルプデスクまで

電話 048-830-7680